

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	保育所保育料及び保育所延長保育料の減免・免除に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は保育所保育料及び保育所延長保育料の減免・免除に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

杉並区長

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所保育料及び保育所延長保育料の減免・免除に関する事務
②事務の概要	・認可保育所延長保育料の決定及び変更 ・認可保育所保育料の及び延長保育料の減免・免除
③システムの名称	保育システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、中間サーバコネクタDBファイル、情報連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第6の2項 杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第6の2項 杉並区保育料等に関する条例（平成27年杉並区条例第18号）による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部保育課保育相談係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月20日	I 7	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7条に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」	・番号法第19条第8号 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」	事後	法改正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ①部署	保健福祉部保育課	子ども家庭部保育課	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部保育課保育相談係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部保育課保育相談係	事前	組織改正
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	区立保育園の民営化による定員数の減
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年2月1日 時点	令和2年10月19日 時点	事後	区立保育園の民営化による定員数の減
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	平成28年2月1日 時点	令和2年10月19日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月18日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</li> <li>・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第6の2項 杉並区保育料等に関する条例(平成27年杉並区条例第18号)による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第9号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</li> <li>・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第6の2項 杉並区保育料等に関する条例(平成27年杉並区条例第18号)による区立保育所等延長保育料の決定及び変更並びに保育料及び区立保育所等延長保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</li> </ul>	事後	法改正による修正
令和4年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月19日 時点	令和3年9月13日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数	令和2年10月19日 時点	令和3年9月13日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	II 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	